

「指定認知症対応型共同生活介護事業所」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(佐伯市指定 第 4470500523 号)

(令和7年 4月1日現在)

当施設は、ご利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容について、ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 施設経営法人

- 法人格 社会福祉法人 双樹会
- 法人所在地 大分県佐伯市大字池田1699番地の7
- 電話・Fax 電話：0972-23-3000 Fax：0972-23-0330
- 代表者氏名 理事長 長門 仁
- 設立年月日 平成 9年 7月23日

2. ご利用施設

- 施設の種類 指定認知症対応型共同生活介護事業
- 施設の目的 当施設では、介護保険法に従い、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで日常生活の介助を通じ安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。
- 施設の名称 グループホーム花みずき
- 施設の所在地 〒876-0025 大分県佐伯市大字池田1712番27
- 電話・Fax 電話：0972-24-3003 Fax：0972-24-3021
- 管理者 後藤 由里
- 施設の運営方針 ご利用者が快適で生きがいのある日々が過ごせるよう、ご利用者のニーズに対応できるサービスを提供し、生活の場としての環境整備に努めるとともに、ご利用者にあった福祉サービスを総合的に提供するよう努めます。
- 開設年月日 平成16年 6月 10日

3. 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご利用できます。入居される居室につきましては、ご利用者に説明のうえ決めさせていただきます。

主な居室・設備の種類と面積			
全室個室	9室（1室 12.71㎡）各室洗面台付		
食堂・台所・居間	67.95㎡	リネン・洗濯室	9.80㎡
和室	16.29㎡	玄関ホール・廊下	70.21㎡
浴室	8.25㎡	スタッフルーム	15.25㎡
脱衣室	8.50㎡	玄関	8.73㎡
居室 WC	10.24㎡	リネン庫	3.48㎡

- 居室の変更：ご利用者からの居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。またご利用者の心身の状況により居室を変更していただく場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として以下の職員の配置をしています。

職種	常勤・非常勤の別	
管理者 介護職員 介護支援専門員	常勤 1名 常勤 6名（1名兼務）非常勤 1名 常勤 1名（介護職員と兼務）	介護職員 ：利用者の日常生活上の介助のほか、相談・助言等を行います。 介護支援専門員 ：サービス計画を作成します。

5. 当施設が提供するサービス内容と利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

食 事	<ul style="list-style-type: none"> ●当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を作ります。 （食事時間） 朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：17：30～
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ●原則として、週2回以上の入浴を行います ●利用者の希望、体調にあわせて清拭などを行います

	●入浴介助や洗髪、口腔衛生の手伝いもいたします。
排 泄	●必要な方には排泄介助をいたします。 ●排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助をいたします。
そ の 他	●生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ●清潔で明るい生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

サービス利用料金(1日あたり)

「利用料金」は別紙のとおりとなっております。

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更いたします。

(2) 介護保険給付の対象とならないサービス (利用料金の全額が利用者の負担です)

理 容	●理容師の出張によるサービスを利用した場合。	実費
特別な食事	●ご利用者の希望により特別な食事を注文した場合。	要した費用の実費
貴重品の管理	●ご利用者の希望により、貴重品管理サービスを利用する場合。 ○お預かりするもの 金融機関の預金通帳とその届け出た印鑑・有価証券・年金証書など。 ○預金の出し入れ ・預金の出し入れが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者(施設長)へ提出していただきます。 ・保管管理者は出入金の都度、預金の出し入れを行います。 ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録簿を作成し、その写しをご利用者へ交付します。	無料
複写物の交付	●ご利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、コピーを必要とする場合は実費を負担していただきます。	1枚につき10円
日常生活上必要となる諸費用	●日常生活品の購入代金などご利用者の日常生活に要する費用で、次のものは、ご利用者に負担していただきます。 電気毛布、電気敷き毛布等を使用した場合。	1日150円

退所していただく場合にもかかわらず、居室が明け渡されない場合	●ご利用者が、退所していただく場合にもかかわらず、居室を明け渡さない場合等に、本来の退所していただく日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。	①ご利用者の要介護度に応じた介護報酬の額 ②ご利用者が要介護認定で自立または要支援1と判定された場合は、直近の要介護度に応じた介護報酬の額
その他	●その他行事・レクリエーション・クラブ活動など利用料をいただく事態が発生した場合は、その都度ご利用者または利用者代理人と協議のうえ定めることとします。	

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)・(2)の料金・費用は1ヶ月ごとに計算し当月分を翌月10日頃に請求いたしますので、翌月27日までにお支払ください。お支払いは原則として施設の指定する金融機関口座への振込みといたします。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関への振込み先

ご利用できる金融機関

大分銀行佐伯支店

これによりがたい場合は、下記指定口座へ振込みいただくか、窓口で現金でお支払ください。
なお、手数料はご利用者負担といたします。

大分銀行佐伯支店 口座番号 5289077

名義 グループホーム花みずき 所長 長門 和子

(4) 入所中の医療の提供

医療を必要とする場合は、どこの医療機関でも受診することができますが、基本的にご家族対応となります。また、希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。受診方法・手段については、お客様及びご家族との協議のうえ決定いたします。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を義務付けるものではありません。)

※入院期間中(外泊期間中)は、居室利用料金をご負担していただきます。

協力医療機関	長門記念病院	佐伯市鶴岡町1丁目11番59号
	診療科：一般内科・外科・整形外科・耳鼻咽喉科・眼科・泌尿器科・皮膚科	
	脳神経内科・消化器・内視鏡センター・循環器内科・形成外科	
	脳神経外科・麻酔科・放射線科・救急部	
協力歯科医療機関	きよなが歯科クリニック	佐伯市鶴岡町1丁目11番59号

(5) 急変時の対応方法について

急変時の対応については、別紙対応マニュアルのとおり行うこととなります。

6. 施設を退所していただく場合

ご利用者は、以下のような理由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、退所していただくことになります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立または要支援1と判定された場合。
- ②事業者が解散した場合、破産した場合または止むを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合。
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合。

(1) ご利用者からの退所の申し出

ご利用者から当施設へ退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに申し出ください。

ただし、以下の場合には、即時に施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②ご利用者が入院された場合。
- ③事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合。
- ④事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤事業者もしくはサービス従業者が故意または過失によりご利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他入所を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥事業者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応を取らない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

5重要事項説明書

介護老人福祉施設 花みずき

花・帳・GH・004

2012.12.01

- ①ご利用者が、入所時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果このままの入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご利用者によるサービス利用料金が6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、入所を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ご利用者が連続して2週間を超えて病院または診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
- ⑤ご利用者が、介護老人福祉施設・介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は以下のとおりです。

当施設に入所中、医療機関への入院の必要が生じた場合は、主治医及び協力機関との連携のうえ対処いたします。なお、入院中の利用料の取り扱いについては、お客様及びご家族との協議のうえ決定いたします。

(3) 円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境などを勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対してすみやかにいたします。

- ① 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引受人

ご利用者が退所されたあと、当施設に残された所持品(残置物)をご利用者が引き取れない場合に備えて、「残置物引受人」を定めていただきます。

当施設は「残置物引受人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引越しにかかる費用については、ご利用者または残置物引受人にご負担いただきます。

8. 情報開示

利用者に係る情報開示は、同意を得て行うものとします。

9. 苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

当施設における受付窓口（担当者）

苦情の受付窓口 後藤 由里

受付時間 毎週月曜日～土曜日 8時30分～17時00分

公的機関でも、次の窓口でも受け付けます。

佐伯市役所 介護保険担当課	佐伯市中村南町1番1号 電話 0972-22-3117 受付時間 8時30分～17時
大分県国民健康保険 団体連合会	大分市大手町2-3-12 電話 097-534-8475 受付時間 8時30分～17時
大分県社会福祉協議会	大分市大津町2-1-41 電話 097-558-0300 受付時間 8時30分～17時

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 管理者 氏名 後藤由里 ）から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者

氏名 _____ (印)

利用者代理人 住所

氏名 _____ (印)